

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	3	担当課	産業政策課
			法第38条	不利益処分の種類	指定定期検査機関への指定の取消し	
<b>(指定の取消し等)</b> <b>法第38条</b> 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 この節の規定に違反したとき。 二 第27条第1号又は第3号に該当するに至ったとき。 三 第30条第1項の認可を受けた業務規程によらないで定期検査を行ったとき。 四 第30条第3項、第35条又は前条の規定による命令に違反したとき。 五 不正の手段により第20条第1項の指定を受けたとき。						
<b>(欠格条項)</b> <b>法第27条</b> 次の各号の一に該当する者は、第20条第1項の指定を受けることができない。 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 二 第38条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 三 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者 イ 第1号に該当する者 ロ 第35条の規定による命令により解任され、解任の日から2年を経過しない者						
<b>(業務規程)</b> <b>第30条</b> 指定定期検査機関は、検査業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。 3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第1項の認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。						
<b>(解任命令)</b> <b>法第35条</b> 都道府県知事又は特定市町村の長は指定定期検査機関の役員又は第二十八条第2号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定定期検査機関に対し、その役員又は同号に規程する者を解任すべきことを命ずることができる。						